

残留農薬等基準と
農薬登録等の同時設定について（案）

1 残留農薬等基準と農薬登録等の同時設定の流れ

別添のとおり。

2 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
の開催予定について

食品安全委員会におけう審議及び農林水産省への申請などの状況を考慮し、2ヶ月毎に定例日を設け、審議を行う。

農薬の登録(新規及び登録拡大)と残留基準設定の流れ

